

関係各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 8 年度横浜市「主として重症心身障害児を対象とした障害児通所支援事業所」
整備補助金に係る事前調査について（通知）

平素より、横浜市の障害児福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、主として重症心身児を対象とした児童発達支援および放課後等デイサービスが未整備となっている区において、新たに事業所を開設するための整備補助金に係る事前調査を実施しますので、通知します。

なお、当該補助金は、令和 8 年度における国庫補助事業の実施および横浜市の令和 8 年度予算の議決を前提としたものです。当該事業が実施されない場合や、制度内容が大幅に変更となる場合があります。

1 助成内容

(1) 対象事業所

「主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援もしくは放課後等デイサービス」の指定を横浜市から受ける予定の法人であって、未整備の区(※)に事業所を開設する場合を対象とします。

(※)令和 7 年 8 月 1 日時点において、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所のうち、少なくともいずれか一方がない区

なお、多数の応募があった場合、以下の優先順位に基づいて選定を行います。

第一優先：児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の両方が未整備の区（栄区・金沢区）

第二優先：児童発達支援事業所のみが未整備の区（中区・南区・緑区・泉区・瀬谷区）

※同一の優先順位内で複数の応募があった場合は先着順とします。

(2) 対象経費

事業所の開設に係る費用が対象となります。

（国内消費税及び地方消費税相当額は対象外です。）

※ 他の公的助成金を受ける場合は、本補助金の対象外となりますので御注意ください。

※ 備品等は対象外です。

※ 令和 8 年度内に工事が終了しない場合は、本補助金の対象外となります。

裏面あり

(3) 補助金額

1 事業所あたりの補助上限額は以下の通りとなります。

補助対象事業	補助上限額 (1 事業所あたり)
児童発達支援・放課後等デイサービス	450 万円
児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能型事業	900 万円

※一事業所あたり本補助金の交付を受けられる回数は1回限りです。

※本市予算の範囲内において市長が決定する額となります。

※1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。

(4) その他注意事項

- ・補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理等する必要があります。
 - ・事業所の指定にあたっては通常通りの手続きをしてください。
 - ・補助金を活用する場合には工事の契約方法にも規定がございますので、必ず※「令和7年度民間保育所等工事検査業務マニュアル・目次」および「契約の手引き」を御確認ください。
- ※令和8年度に改訂される可能性がありますのでご了承ください。

※内容が保育所整備に沿ったものになります。一部障害児通所支援事業では不要な項目もございますので御不明な点がございましたらお問い合わせください。

2 提出方法等

事前調査に係る書類は、次の期限までにメールにて御提出ください。

(1) 提出期限 ~~令和7年12月26日(金)必着(厳守)~~

(2) 提出先 kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp

※予算が上限に達した場合は提出期限前でも終了します。

【提出期限】
令和8年1月30日(金)
※期限を延長しました。

3 提出書類

- ・事業計画書(別紙)
- ・配置図
- ・平面図
- ・工程表
- ・見積書の写し(工事費・初度設備費・事務費等一式)

※その他必要書類を依頼する場合があります。

次項あり

4 事前調査からの流れ

時期（予定）	事業所	横浜市	備考
令和7年12月26日まで	事前調査		【各事業所→横浜市】
令和8年1月30日まで	※追加資料の提出を求める場合があります。	内部審査、国への内部協議	【横浜市】
令和8年3月上旬		事前協議通知	【国→横浜市】
令和8年3月下旬		協議計画書提出	【横浜市→国】
令和8年6月中旬		国庫補助内示	【国→横浜市】
令和8年6月中旬～下旬		内示通知、補助金申請案内通知	【横浜市→各事業所】
令和8年6月下旬	補助金交付申請書等を提出		【各事業所→横浜市】
		ヒアリング等（提出書類審査）	【横浜市】
令和8年7月		補助金交付決定通知又は不交付通知を送付	【横浜市→各事業所】
令和8年7月～ 令和9年2月末	契約・着工		【各事業所】
令和9年3月上旬	終了報告（事業実績報告）		【各事業所→横浜市】
令和9年3月末まで		工事完了検査	【横浜市】
令和9年5月末まで	補助金請求書を提出		【横浜市→各事業所】
			【各事業所→横浜市】
		補助金を支払い	【横浜市→各事業所】

※予算が上限に達した場合は終了します。

※補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象となりません。

※令和9年3月31日までに事業完了しなかった場合、補助対象となりません。

※詳細は、令和7年度 民間保育所等工事検査業務マニュアル・目次を御確認ください。

5 その他

今後、補助金申請を行う際には、以下の書類の提出が必要となります。

- ・横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付申請書（第1号様式）
- ・横浜市補助金申請額算出内訳書（別紙1）
- ・事業計画書（別紙2）
- ・第1号様式に記載の添付書類
- ・「令和7年度 民間保育所等工事検査業務マニュアル・目次」の資料-Cに記載のもの（補助金対象部分のみ）

※上記以外にも、必要に応じて追加の書類をご提出いただく場合があります。

<担当>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4279 F A X 045-663-2304

メール : kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp